

「食の合戦 in ながの 2017」出展にあたってのお願い・注意事項

■搬入について

○搬入時間は下記の通りになっています。

◆11月22日 14:00~17:00 ◆11月23日 8:00~9:30 ◆11月24日 8:00~9:30

○11月23・24日の会場内最終車両退出時刻は 9:30 です。

(キッチンカー以外の車両は 会場内に留置きは出来ません。指定場所への駐車を願います。)

○食品の搬入は原則当日の搬入をお願いします。

■設営にあたってのお願い

○出展指定範囲をはみ出しての店舗設置はしないで下さい。**キッチンカーは 3m×6mの範囲内 (机等含む)**

○発電機を持参される出展者は、騒音・排気等で他の出展者に迷惑にならないよう、延長コード等を使い離して設置してください。また、燃料補給の際は必ずエンジンを停止した後補給して下さい。

ガソリントクの保管には十分ご注意ください。また、消化器の設置をして下さい。 (消防署より指導)

○風によりテント横幕があおられ、バーナー等に触れ、焼けてしまうことが無いよう十分注意して下さい。

○キッチンカーでのご出展で、お持ち込みの簡易テント等を設営する場合、風による転倒、ずれ等がおきないようにウェイト等でしっかりと固定して下さい。

○火を使って調理をする場合には、必ず消火器を設置して下さい。

■運営に関してのお願い

○各店舗に 30 名以上の列が生じた場合各店舗の店員が列の整理、最後尾を表示して下さい。

(出店の際には必ず 2 名より多い人数でご参加下さい。)

○販売物に関するゴミ (残飯、使い捨て容器、包装紙等) は出展者が回収し、お持ち帰り下さい。

尚、主催者側での処分を希望される場合は有料となります。(90 L ゴミ袋 1 枚 500 円 本部テントで販売)

○**開催時間内に車両による搬入出はできません。(食材の追加等含む)**

○食材等の追加搬入は各自で台車等を使用して搬入してください。

○開催期間中、夜間警備を予定しておりますが販売物・貴重品はお持ち帰りいただくなど、自己管理をお願いします。

■飲食販売ブースに関してのお願い

○食品及び飲食物の販売については、**食品衛生法に基づいて必要な許可及び設備をご用意下さい。**

また、必ず食品衛生法及び JAS 法に基づいた表示 (消費期限・賞味期限・アレルギー表示、製造者等) を行ってください。本イベントは保健所等への一括許可申請は行っておりませんが、所轄保健所の立ち入り検査が予定されています。許可申請、及び表示義務がなされていない場合、保健所の指導により販売の中止をお願いする場合がございます。あらかじめご了解下さい。(長野市保健所 TEL:026-226-9970)

○食中毒など会場で提供した食品に起因する第三者への不利益は出展者に責任があるものとし、事前に十二分の配慮をお願いします。

○酒類販売の際には、税務署において期限付酒類小売業免許申請を行ってください。

○給水設備 (会場既存の水道) に限りがあります。当日は事前に必要な調理 (仕込み) を済ませた状態で来場し、現場では原則として最終調理 (煮る、焼く、揚げる等) を行って提供できる状態でご出店ください。

また **排水設備はございません。**

○下記の物の販売はできません。

①加熱調理されていない肉、魚及び臓物

②調理から 10 時間以上経過したもので、提供前に加熱を行わないもの。

③その他、主催者が不相当と判断したもの。

④保健所が露天営業許可をしていないメニュー。

※露天営業許可については、長野市保健所にお問合せ下さい。

■その他

○雨天時も原則的に決行としますが、台風等の荒天時及び警報発令時には主催者の判断で中止とします。

食の合戦が中止となった場合も、出店者が仕込み、移動、宿泊、経費等、準備に関して要したあらゆる費用について、主催者は負担致しませんので、あらかじめご了承下さい。

○出展団体又は個人が、暴力団または暴力団員であることが発覚した場合のほか、出展者が主催者の指示に従わない場合、出展者の行為について違法あるいは当催事の趣旨から不相当と判断した場合等には、出展を取り消すことができるものとします。また、その場合、仕込み、移動、宿泊等、出展者が準備に関して要した費用について、主催者は負担しません。